平成２９年（再イ）第２号

徳島県阿波市阿波町久原102番地２

再生債務者　楠本　直史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月15日　　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第１１号

埼玉県川口市大字前野宿184番地の６

再生債務者　大道　健太

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月16日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第２７号

千葉県八千代市下市場１－５－６　サニーホームズ103（住民票上の住所）千葉県茂原市緑ケ丘１丁目46番地５

再生債務者　滝口　　貢

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月16日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第７号

横浜市鶴見区岸谷４丁目30番25号　サンハイム木星101

再生債務者　齋藤まり子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月16日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１号

長野県伊那市境1144番地５

再生債務者　伊藤　峻一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月16日　長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（再イ）第４９号

愛知県日進市梅森町北田面702番地　（株）シーテック日進寮210

再生債務者　石井　直浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月15日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第６４号

愛知県半田市乙川新町１丁目４番地　県営乙川住宅２棟501号

再生債務者　新美　裕子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月15日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第４号

滋賀県守山市守山６丁目16番11－105号

再生債務者　宮田　　武

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月16日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再イ）第８号

広島市佐伯区八幡が丘２丁目９番１号

再生債務者　山﨑　広宣

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月16日

広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２号

山口県岩国市麻里布町１丁目２番10－1105号

再生債務者　生川　卓司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月16日　山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（再イ）第１１号

札幌市豊平区平岸６条12丁目６番１－202号（開始決定時の住所）札幌市中央区南12条西13丁目２番36号　サーラ山鼻601号

再生債務者　小笠原彩乃

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年６月16日

札幌地方裁判所民事第４部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 29 年 6 月 29 日

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑯トの次に次のとおり加える。

チ　新潟観光ドライブパス

㈠　割引をする自動車

(ハ)(a)に定める期間のうち連続する最大２日間又は(ハ)(b)に定める期間のうち連続する最大３日間に、(ニ)(a)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入若しくは流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「周遊型」という。）又は(ハ)(a)に定める期間のうち連続する最大３日間又は(ハ)(b)に定める期間のうち連続する最大４日間に、(ニ)(b)に定めるＡインターチェンジ、Ｂインターチェンジ、Ｃインターチェンジ、Ｄインターチェンジ又はＥインターチェンジからＦインターチェンジまで往復して通行（以下「往復型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。